

新	旧
<p>1. 総合取引約款</p> <p>第1章 総則</p> <p>第10条 (個人情報等の取扱い)</p> <p>当社は、お客様よりお届出があった、氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報を、当社規定に則り注意を払い適正に管理します。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 米国政府および日本政府からの要請により当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」といいます。) 上の報告対象として以下の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>なお、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護宣言」(<a href="https://www.hs-sec.co.jp/hs/kojin.htm">https://www.hs-sec.co.jp/hs/kojin.htm</a>)をご確認ください。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</p> <p>第10条の2 (個人データ等の第三者提供に関する同意)</p> <p>お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ (住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。) が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>①～④ (現行通り)</p> <p>2 お客様は、米国政府および日本政府からの要請により、当社がお客様について、FATCA上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>なお、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護宣言」(<a href="https://www.hs-sec.co.jp/hs/kojin.htm">https://www.hs-sec.co.jp/hs/kojin.htm</a>)をご確認ください。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</p> <p>3 (現行通り)</p>	<p>1. 総合取引約款</p> <p>第1章 総則</p> <p>第10条 (個人情報等の取扱い)</p> <p>当社は、お客様よりお届出があった、氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報を、当社規定に則り注意を払い適正に管理します。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 米国政府および日本政府からの要請により当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」といいます。) 上の報告対象として以下の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</p> <p>第10条の2 (個人データ等の第三者提供に関する同意)</p> <p>お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ (住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。) が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>2 お客様は、米国政府および日本政府からの要請により、当社がお客様について、FATCA上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</p> <p>3 (省略)</p>

上記のほか、軽微な修正を行っています。